

事業者（所）のみなさまへ

不当要求防止責任者の選任届出等について

岐 阜 県 警 察

目 次

不当要求防止責任者制度とは	1
不当要求防止責任者選任届出について	2
不当要求防止責任者講習について	3
責任者選任届出書の記載要領	4
業種一覧表	5
役職一覧表	6
責任者選任届出書の提出先	7
責任者選任届出書様式	9

不当要求防止責任者制度とは

1 法律に基づく制度

不当要求防止責任者制度は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法律」という。）第14条に規定されています。

不当要求防止責任者（以下「責任者」という。）を選任した事業者（所）は、その旨を公安委員会に届出ることによって、当該不当要求防止責任者を通じて暴力団員の不当要求による被害を防止するために必要な措置について公安委員会の援助を受けることができ、又、当該不当要求防止責任者に公安委員会の行う責任者講習を受講させることができる制度です。

ただし、この制度は、事業者（所）に対して法律上義務付けを行う規程ではなく、事業者（所）において自主的な措置を促す規程です。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（事業者に対する援助）

第十四条 公安委員会は、事業者（事業を行う者で、使用人その他の従業者（以下この項において「使用人等」という。）を使用するものをいう。以下同じ。）に対し、不当要求（暴力団員によりその事業に関し行われる暴力的要求行為その他の不当な要求をいう。以下この項及び第三十二条の二第二項第七号において同じ。）による被害を防止するために必要な、責任者（当該事業に係る業務の実施を統括管理する者であって、不当要求による事業者及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいう。）の選任、不当要求に対応する使用人等の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

2 公安委員会は、前項の選任に係る責任者の業務を適正に実施させるため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該責任者に対する講習を行うことができる。

3 事業者は、公安委員会から第一項の選任に係る責任者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該責任者に講習を受けさせるよう努めなければならない。

2 不当要求防止責任者

（1）不当要求防止責任者とは

事業者（所）の業務を統括管理する者であって、暴力団員による不当要求による事業者（所）及び使用人等の被害を防止するために必要な業務を行う者をいいます。

（2）不当要求防止責任者に行っていただきたいこと

暴力団員の不当要求による事業者（所）及び従業員等の被害を防止するために必要な次の業務を行ってください。

- ・ 不当要求に対応する体制整備
- ・ 使用人等に対する指導教育
- ・ 不当要求の被害が発生した場合の被害状況等調査及び警察への連絡
- ・ その他被害防止に必要な業務

（3）不当要求防止責任者の届出

岐阜県公安委員会へ「責任者選任届出書」を提出してください。

3 不当要求防止責任者に対する公安委員会の支援

事業者（所）の不当要求防止責任者に対し、公安委員会が次の支援をします。

- ・ 暴力団員による不当要求に対応する使用人その他の従業者の対応方法についての指導その他の措置が有効に行われるようにするため、資料の提供、助言その他必要な援助を行います。
- ・ 不当要求防止責任者講習を開催します。

不当要求防止責任者選任届出について

1 不当要求防止責任者を選任していただく対象

次の事業者及び事業所で、その経営する事業規模（資本金又は出資金の額、従業員数等）の大小は問いません。

- (1) 事業を行う者で、使用人その他の従業者を使用する事業者
(例) 個人事業者、民間企業、公益法人、協同組合等の団体、行政機関等
- (2) 事業者が業務を行う単位である事業所
(例) 本社(店)、支社(店)、営業所、出張所等

2 不当要求防止責任者の要件

事業者(所)の窓口として暴力団員による不当要求に直接対峙し、かつ、内部の指導連絡をとりやすいセクションにある者で、事業者(所)の規模又は実情に応じて選任して下さい。

(例) 企業の総務部門担当者、支社(店)長、次長等、商店等の代表者、商店主等

3 不当要求防止責任者を選任していただく人員

原則として、事業者(所)ごとに各1名ですが、希望により複数名を選任する場合は、選任した不当要求防止責任者ごとに届出書を提出して下さい。

4 不当要求防止責任者を選任した場合の手続き

(1) オンラインによる届出方法

行政手続きオンラインサイト

e-Gov電子申請 URL (<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

において、オンラインによる届出が可能です。

アカウント登録の後、アプリケーションをインストールし、手続名「責任者の選任の届出」を選択して、その手順に従って必要事項を入力して提出してください。

e-Gov電子申請を行うには、パソコンが必要です。

※スマートフォンでは、申請できません。

(2) 窓口での届出方法

ア 責任者選任届出書の入手

事業者(所)を管轄する警察署で責任者選任届出書(2枚複写)を受け取って下さい。

岐阜県警察本部のホームページからも様式をダウンロードできます。

目次の「各種手続」から「不当要求防止」

URL (<http://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/1023.html>)

イ 責任者選任届出書の作成

入手した責任者選任届出書に必要事項を記載して下さい。

なお、責任者選任届出書の記載内容については、後日確認することがあります。

ウ 責任者選任届出書の提出

責任者選任届出書は、事業者(所)を管轄する警察署に2部提出して下さい。

(提出先の詳細は、7.8P 責任者選任届出書の提出先 を参照)

なお、郵送による届出は受け付けていません。

5 届出事項を変更する場合の手続き

(1) 不当要求防止責任者を変更する場合は、速やかに責任者を選任し、事業者(所)を管轄する警察署に責任者選任届出書を提出してください。

手続は、上記「4 不当要求防止責任者を選任した場合の手続き」と同様です。

(2) 事業者(所)の名称、所在地、電話番号等に変更を生じた場合は、岐阜県警察本部の下記連絡先まで連絡して下さい。

連絡先 岐阜県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 暴力団排除係
電話 058-272-4499

不当要求防止責任者講習について

1 講習の目的

不当要求防止責任者の適正な業務の実施を目的に行います。

2 講習の対象

公安委員会に届出された不当要求防止責任者を対象に実施します。

3 講習の種別

- (1) 選任時講習
初めて責任者に選任された者を対象に、届出書を受理してから概ね1年以内に行う講習です。
- (2) 定期講習
選任時講習を受講した者を対象に、概ね3年に1回行う講習です。
- (3) 臨時講習
特別の事情が生じた場合にその都度行う講習です。

4 講習の実施機関

岐阜県公安委員会から委託を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターが行います。

5 講習の主な内容

- (1) 不当要求による被害を防止するために必要な法令について
- (2) 不当要求に対応する使用人等に対する指導教育について
- (3) 不当要求の被害が発生した場合の被害状況、原因等の調査及び警察への連絡等について
- (4) その他不当要求の被害を防止するために必要なことについて

6 講習の受講要領

- (1) 岐阜県公安委員会が不当要求防止責任者宛てに、講習通知（往復ハガキ）を郵送します。
- (2) 講習通知を受け取った場合は、講習通知に記載されたQRコード又は岐阜県警察ホームページ上の「不当要求防止」のページにあるリンクから、責任者講習予約フォームへアクセスし、講習日を事前予約してください。
- (3) 事前予約後、講習申込書（返信ハガキ）を返送するか、e-Gov電子申請から手続名「責任者講習受講申込書の提出」を選択し、必要事項を入力して提出してください。
- (4) 事前予約した日程の都合が悪くなった場合は、事前予約した際の通知メールに記載のリンクからキャンセルができます。その後、改めて予約を取り直してください。
- (5) ハガキの記載事項に誤りがある場合は、返信ハガキの訂正部分を取り消し線（二重線）で消し、正しい文字をわかりやすく記載してください。
- (6) 講習当日は、講習通知書を持参して下さい。
- (7) 講習終了後に受講修了書を交付します。

7 講習についての留意事項

- (1) 講習は無料ですので、費用はかかりません。
- (2) 講習を受講することは義務ではありませんが、公安委員会から講習通知を受けた場合には、受講するように努めて下さい。
- (3) 不当要求防止責任者を対象に実施する講習ですから、必ず不当要求防止責任者が受講してください。代理人の受講は無効です。
- (4) 講習に遅刻した場合や途中で退席した場合には、「講習未終了」となり、再度講習を受講していただくこととなりますので注意してください。
- (5) 受講申込後やむなく受講できなかった場合には、その事情を申し出て指示を受けてください。

8 講習に関する連絡先

<ul style="list-style-type: none">● 届出事項の変更● 講習受講日時の変更● 受講できない場合の連絡● その他責任者講習に関する問い合わせ	<p>〒500-8501 岐阜県岐阜市藪田南二丁目1番1号 岐阜県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団排除係 電話058-272-4499</p>
---	--

責任者選任届出書の記載要領

- ※ 事業所の住所地を管轄する警察署の担当課に責任者選任届出書を提出して下さい。
- ※ 届出書は、警察署に配備してあるほか、岐阜県警ホームページから様式をダウンロードできます。
- ※ 届出は2部必要です。(コピー可)

この欄には記載しないでください

※受理年月日	▼	※受理番号	▼	
責任者選任届出書				
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和00年4月1日</p> <p>岐阜県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称 長良JP保険(株)岐阜営業所</p>				
記				
届出者	事業所の所在地	〒500-0000 岐阜市長良川本町1-2-3 ハイクオリティビル4階		
	業種	保険業		
責任者	氏名又は名称	カガラジエイビョウケン(カブ)キョフエイギョウ 長良JP保険(株)岐阜営業所		
	(ふりがな) 氏名	ぎふたろう 岐阜太郎		
者	生年月日	昭和40年4月1日		
	役職名	総務課長		
	連絡先	電話 058(×××)×××× 内線 123		
	選任年月日	令和00年3月1日		
備考 ※印欄には記載しないこと。				

現に届出をする日付を記載

個人事業者の場合	事業者の氏名を記載
法人その他の団体の場合	法人等の名称を記載 正式に支店(社)等の名称まで記載 (例) ○○株式会社○○支店 有限会社○○

押印は必要ありません

郵便番号を記載

地番、建物の名称、部屋番号等まで正確に記載

責任者選任届出書を提出する個人又は法人等が行っている事業を別表1(本書5、6P)の「業種一覧表」の中分類又は小分類に掲げられている業種名の中から最も適切なものを選んで記載

「業種一覧表」から選択できなければ、業種を具体的に記載

読みが特殊な場合など、読み間違いが考えられる場合には、ふりがなを記載

上記「届出者の氏名又は名称」と同様に記載

ふりがなを必ず記載

選任した責任者の氏名を記載

責任者の生年月日を記載。西暦記載も可。

別表2の「役職一覧表」を参考にして、責任者の役職名を記載

勤務時間中、責任者に連絡が取れる電話番号を記載

責任者を選任した年月日を記載

業 種 一 覧 表

大 分 類	中 分 類	小 分 類
農業、林業、漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 ・ 林業 ・ 漁業 	
鉱業、製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業 ・ 製造業 	
建設業、不動産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業 ・ 不動産業 	
電気、ガス、熱供給、水道、通信、運輸業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気業 ・ ガス業 ・ 熱供給業 ・ 水道業 ・ 通信業 ・ 運輸業 	電信・電話業
卸売小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 卸売業 ・ 小売業 	
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般飲食業 ・ 料理関係風俗営業 ・ 酒類提供飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第33条に規定するもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料亭 ・ バー ・ キャバレー ・ ナイトクラブ ・ 酒場 ・ ビヤホール
金融・保険業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業 ・ 信託業 ・ その他の金融業、金融附帯業、投資業 ・ 証券業、商品取引業 ・ 保険業、保険媒介代理業、保険サービス業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産金融業 ・ 中小企業・庶民・住宅等特定目的金融業 ・ 補助的金融業 ・ 金融附帯業 ・ 投資業
サービス業 (娯楽業を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品賃貸業（リース業） ・ 旅館業、ホテルその他の宿泊業（ラブホテルを除く） ・ ラブホテル業（風適法第2条第6項第4号に規定するもの） ・ 洗濯業 ・ 理容業、美容業 ・ 浴場業（個室付き浴場業を除く） ・ 個室付浴場業（風適法第2条第6項第1号に規定するもの） ・ 風俗関連営業（風適法第2条第6項に規定するもの（個室付き浴場、ラブホテル、ストリップ劇場を除く）及びデートクラブ、テレフォンクラブ等風俗に関する営業） ・ 医療業、保健衛生業 ・ 廃棄物処理業 	

大 分 類	中 分 類	小 分 類
	・その他のサービス業	<ul style="list-style-type: none"> ・家事サービス業 ・放送業 ・駐車場業 ・自動車整備業 ・その他の修理業 ・協同組合 ・情報サービス業 ・調査業、広告業 ・その他の事業サービス業 ・専門サービス業 ・宗教・教育・社会保険 ・社会福祉・学術研究機関 ・政治・経済・文化団体 ・その他サービス業
娯楽業	<ul style="list-style-type: none"> ・映画業・劇場・興業場・興業団 (ストリップ劇場を除く) ・ストリップ劇場 (風適法第2条第6項第3号に規定するもの) ・競輪・競馬等の競技団 ・体育館・ゴルフ場・ボウリング場・テニス場 ・公園・遊園地 ・マージャンクラブ ・パチンコホール ・その他の遊技場 (ダンスホール等) ・その他の娯楽業 (芸ぎ業) 	
公務	<ul style="list-style-type: none"> ・国家機関 ・都道府県機関 ・市町村機関 	
その他の産業	その他の産業	

別表 2

役 職 一 覧 表

分 類	役 職 名
代表権を有する役員 役員 出先の長 部長 課長 顧問 その他	代表取締役、会長、理事長等 取締役、監査役、理事、監事等 支店（社）長、営業所長等 事務局長等の相当職並びに支店（社）及び営業所長等の次長 相当職を含む 参与等の相当職を含む 課長代理等課の長に至らない従業員

責任者選任届出書の提出先

※ 事業所の住所地为管轄する警察署の担当課に責任者選任届出書を提出して下さい。
 ※ 届出は2部必要です。警察署配備の届出書は複写式となっておりますが、岐阜県警ホームページから様式をダウンロードした場合や、本紙（9P）の届出書を利用される場合は2部作成し、提出して下さい。

地区	警察署	担当課	郵便番号 所在地 電話番号	管轄市町村
岐 阜 地 区	岐阜中	組織犯罪対策課	〒500-8812 岐阜市美江寺町2-10 058-263-0110	岐阜市のうち東海道線及び 高山線以北で長良川以南の区域
	岐阜南	刑事二課	〒500-8268 岐阜市茜部菱野1-88 058-276-0110	岐阜市のうち東海道線及び 高山線以南の区域 (柳津町の区域を除く)
	岐阜北	刑事二課	〒502-0803 岐阜市上土居2-2-22 058-233-0110	岐阜市のうち長良川以北の区域
	各務原	刑事課	〒504-0813 各務原市蘇原中央町2-1-3 058-383-0110	各務原市
	岐阜羽島	刑事二課	〒501-6105 岐阜市柳津町梅松3-108 058-387-0110	岐阜市のうち柳津町の区域 羽島市 羽島郡
	北方	刑事課	〒501-0431 本巣郡北方町北方3219-27 058-324-0110	瑞穂市 本巣市 本巣郡
	山 県	刑事課	〒501-2105 山県市高富2383-1 0581-22-0110	山県市
西 濃 地 区	大 垣	刑事二課	〒503-0838 大垣市江崎町422-10 0584-78-0110	大垣市（上石津町の区域を除く） 安八郡
	海 津	刑事課	〒503-0655 海津市海津町福岡341-2 0584-53-0110	海津市
	養 老	刑事課	〒503-1251 養老郡養老町石畑1149-1 0584-34-0110	大垣市のうち上石津町の区域 養老郡
	垂 井	刑事課	〒503-2124 不破郡垂井町宮代2875 0584-22-0110	不破郡
	揖 斐	刑事課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方4-5 0585-23-0110	揖斐郡

地区	警察署	担当課	郵便番号 所在地 電話番号	管轄市町村
中濃地区	関	刑事課	〒501-3217 関市下有知106-8 0575-24-0110	関市 美濃市
	郡上	刑事課	〒501-4211 郡上市八幡町中坪3-3-1 0575-67-0110	郡上市
	加茂	刑事課	〒505-0034 美濃加茂市古井町下古井2610 0574-25-0110	美濃加茂市 加茂郡
	可児	刑事課	〒509-0202 可児市中恵土2313-2 0574-61-0110	可児市 可児郡
東濃地区	多治見	刑事二課	〒507-0054 多治見市宝町6-65 0572-22-0110	多治見市 瑞浪市 土岐市
	中津川	刑事課	〒508-0045 中津川市かやの木町1-30 0573-66-0110	中津川市
	恵那	刑事課	〒509-7203 恵那市長島町正家514-2 0573-26-0110	恵那市
飛騨地区	高山	刑事課	〒506-0851 高山市大新町5-68-1 0577-32-0110	高山市 大野郡
	下呂	刑事課	〒509-2517 下呂市萩原町萩原1572-1 0576-52-0110	下呂市
	飛騨	刑事課	〒509-4252 飛騨市古川町朝開町1401 0577-73-0110	飛騨市

※受理年月日

※受理番号

責 任 者 選 任 届 出 書

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者として下記の者を選任したので暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

岐阜県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称

記

届 出 者	事業所の所在地	
	業 種	
	氏名又は名称	
責 任 者	(ふりがな)	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	役 職 名	
	連 絡 先	電話 ()
	選 任 年 月 日	年 月 日

備考 ※印欄には記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。